

呉市教育委員会会議録
(令和4年1月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年1月24日定例会

- 1 開催日時 令和4年1月24日(月) 15:00開会
15:57閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一
教育部副部長 山本正美
教育部副部長 高橋伸治
教育部参事補兼呉高等学校事務長 岩田茂宏
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 森川英司
学校教育課長 安部ほづみ
学校安全課長 畠藤晃
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第4号 呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 教議第5号 呉市立天応中学校の校地面積の変更について
 - (5) 教議第6号 令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
 - (6) 教議第7号 呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (8) 教議第8号 教育振興基本計画(案)について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年1月7日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち日程第8については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第4号 呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第3の教議第4号「呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第4号「呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

資料2ページの1の改正の趣旨を御覧ください。

新たに採用された職員のサービスの宣誓に関して、事務改善を図るため、これに関する所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

新たに採用された正規職員は、教育長の面前においてサービスの宣誓をするものとします。

また、新たに採用された臨時的任用職員及び会計年度任用職員は、所属の課長、校長又は学校給食共同調理場長の面前においてサービスの宣誓をするものとします。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては、資料1ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第4号「呉市教育委員会職員宣誓規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第5号 呉市立天応中学校の校地面積の変更について

教 育 長 次に、日程第4の教議第5号「呉市立天応中学校の校地面積の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、教議第5号「呉市立天応中学校の校地面積の変更について」を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

本件は、平成30年7月豪雨の災害復旧事業として、国土交通省が施工する砂防えん堤の設置工事に伴い、天応中学校用地を国土交通省に売却するため、校地面積を変更するものです。

1の変更する面積を御覧ください。

(1)から(3)にありますように、校地面積12,592平方メートルのうち、2,419平方メートルを国土交通省に売却するため、変更後の校地面積は、10,173平方メートルとなります。

2の変更時期ですが、令和4年4月1日で、本会議で承認いただいた後には、売却予定地2,419平方メートルについて、行政財産から普通財産として管財課に所管替えを行い、国土交通省と管財課の間で売買契約を締結する予定です。

なお、砂防えん堤の設置工事については既に着手しており、令和4年11月末に工事を完了する見込みとなっております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第5号「呉市立天応中学校の校地面積の変更について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 既に着工しているということですが、学校の敷地以外の部分から工事をしているということですか。

森 川 課 長 学校敷地内にはまだ構造物は造っておりませんが、現在は進入道路として盛り土をしております。盛り土をしている箇所は、資料5ページの図でお示ししているものより少し大きくなりますが、最終的には進入道路として整備しまして、その部分を売却するものでございます。

佐々木委員 分かりました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第6号 令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

教 育 長 次に、日程第5の教議第6号「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第6号「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」を御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

本件は、広島県教育委員会から、令和5年度の広島県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、広島県教育委員会に準じた形で定めるものでございます。

現在、中学校第2学年の生徒が受検することとなる、令和5年度入学者選抜から、新たな制度に変更されることに伴い、基本方針についても、これまでと大きく変更することとしております。

現行の入学者選抜におきましては、選抜(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)と3回の選抜を実施しておりますが、入学者選抜の期間を短縮することにより、授業時数を確保し、各学校の教育の充実を図るため、令和5年度の入学者選抜から、推薦入試に当たる選抜(Ⅰ)を廃止し、選抜の回数を2回とし、名称を一次選抜、二次選抜と変更しております。

令和4年度からの変更点について、資料10ページからの呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針新旧対照表を御覧ください。

まず、1の一次選抜を御覧ください。

(1)の選抜の方法でございますが、アからエの四つの方法により実施いたします。アの一般学力検査につきましては、従前の内容から変更はございません。イの調査書につきましては、第3学年における学習の到達度をより重視する観点から、調査書の第3学年の評点を3倍にすることとしております。ウの自己表現につきましては、広島県教育委員会が「15歳の生徒に身に付けさせたい力」として示している「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の三つの力を見るために、今回新たに実施するものでございます。この自己表現では、受検生自身が自己を表現するための自己表現カードを事前に作成し、このカードを活用して受検生個々との面談形式で行います。エの学校独自検査につきましては、アからウの方法に加え、呉高等学校の特色に応じ、お示ししている(ア)及び(イ)の方法を実施するものでございます。なお、学校独自検査を実施するかどうかは、校長が決定することとしております。

次に、(2)の合格者の決定につきましては、一般枠による選抜に加え、特色枠による選抜により合格者を決定することができることとしております。この二つの違いでございますが、一般枠による選抜においては、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重を6対2対2とするのに対し、特色枠による選抜においては、校長が、その配点の比重を定めることができることとしております。なお、特色枠による選抜を実施する場合、特色枠による選抜によって合格者を決定した後、一般枠による選抜による合格者を決定することとし、実施の有無については、校長が決定することとしております。

続いて、2の二次選抜につきましては、二次募集に当たるものでございます。二次選抜では、調査書及び自己表現の結果、学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して合格者を決定いたします。

最後に、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜等については、お示ししているとおりでございます。

そのほかは、令和4年度を令和5年度に変更するなど、文言を整理したものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第6号「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小 谷 委 員 呉高等学校だけでなく、広島県立の高等学校も全体的にこのような方針変更をするということですか。

安 部 課 長 そのとおりでございます。広島県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、広島県教育委員会に準じた形で呉高等学校も方針変更をするものでございます。

佐々木委員 学校の学力を向上させるためには、呉市外の生徒も積極的に受け入れなければいけないのは理解しております。しかし、呉高等学校には呉市の税金が使用されており、そういったことから考えると、呉市の生徒をもっと積極的に受け入れるような地域枠があってもよいと思うのですが、考えておられないのですか。

安 部 課 長 地域枠というのは現在考えておりませんが、高等学校の立場から考えると、こういった生徒を求めます、こういった生徒を育てますというアピールを十分にしておいて、それに合う生徒を選抜し、合格者を決定していくというのがこれからは大切になってくると考えております。

佐々木委員 呉高等学校は、呉市の税金を使っている学校なので、呉市の子供を優先して合格させる、地域枠というものがあってもよいのではないかと思います。

高橋副部長 現在の呉高等学校の在校生における呉市民率が約80%でございます。結果的に、一定程度は呉市の生徒を受け入れられていると考えております。

この度方針が変わりますので、今後は、入学者等の推移を見ながら研究していきたいと思っております。

佐々木委員 市立の学校としての特色をアピールするのは、これまでもこれからも当然やっていかなければいけないことだと思います。入学する際のアピールはもちろんですが、例えば大学の推薦枠がどれだけあるだとか、卒業する際のアピールも必要だと思います。

呉高等学校においては、昨年入学希望者が定員割れしましたが、それに対してどういう取組をしてきて、その定員割れに対する対策を講じた上で、学校の特色についてアピールしていただきたいと思っております。

教 育 長 これまで佐々木委員がおっしゃったことを整理すると、一つは、呉高等学校は呉市の税金で建てている学校であるから、呉市の生徒をもっと入学させるべきではないかという意見がありました。

もう一つは、今年度入学者が定員割れしたが、そこへの対策をしっかりと講じた上でのアピールが大切ではないかという意見でございました。

現状から申しまして、先ほど副部長から説明のあった呉市民率約8割というのが、学校の特色を維持するにはちょうど良いと考えております。野球や吹奏楽を呉高等学校でやりたいと、市外の生徒からも入学希望があります。

佐々木委員 今後は、総合学科としての特色を更に生かして取り組んでいきたいと思いを分りました。

吉中委員 学校の特色を生かしてということですが、今回の変更により、特色枠による選抜というのがありますが、選抜方法が生徒にとっても保護者にとっても、呉高等学校が求めている人材が分かり、生徒にとって適している学校であると自らが分かるというふうに、どういう特色のある生徒をどういう基準で選抜するのかを明確にしたいと思っています。

現在の高校の選び方は、自分がどの学校に適しているかということよりも、学力に応じた学校を選んでいるケースが多いと思います。新しい方針では、特色枠による選抜が加わることを意味をしっかりと考えながら実施要項等を考えていただきたいです。

岩田参事補 資料にもありますように、配点の比重を校長によって決められるということですので、まだ手探りではありますが、呉高等学校に適した生徒に合格してもらいたいということで研究しております。

受検生や保護者が混乱することがないように、できるだけ早い段階で基準等を公開できるように、しっかり協議していきたいと思いを。

教育長 本件基本方針の改革は大変大きなものになります。配点の比重も変わりますし、選抜方法に自己表現という項目も加わってきます。吉中委員のおっしゃるように、偏差値だけで進学先を決めるのではなく、自分の特色に適した進学先として生徒が選択できるように、呉高等学校の特色をよりアピールしていきたいと思いを。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第7号 呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第6の教議第7号「呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安部課長 それでは、教議第7号「呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

資料15ページを御覧ください。

本件についてでございますが、呉高等学校における保護者の取扱いについて、広島県立高等学校と同様の取扱いとするため、及び通学区域に係る定員の範囲を廃止するため、所要の規定を整備するものでございます。

変更点について、対照表を御覧ください。

内容に関する変更については、保護者の取扱いを「親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者をいう。」としておりましたが、「未成年の者についてはその親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者、成年の者についてはその保証人（独立の生計を営む成年の者に限る。）をいう。」としております。

これは、令和4年4月1日からの成年年齢の引き下げに伴い、保護者の取扱いを変更する必要があるため、呉高等学校においても、既に改正された広島県立高等学校における取扱いに準じて変更したものです。

また、令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針の公表に伴い、通学区域に係る定員の範囲を廃止しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第7号「呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第2号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 　それでは、日程第7の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

畠 藤 課 長 　それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております、呉市立学校で新型コロナウイルス感染症患者が発生したことによる学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

4ページにまたがって、1月4日から1月23日までの感染状況を記載しております。陽性者が発生した学校は41校、陽性となった学校関係者は179名、臨時休業を実施した学校は29校となっております。

次に、2のまん延防止等重点措置の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策期間における学校の対応を御覧ください。

この期間中の学校の対応は、これまでのまん延防止等重点措置のものと変更はございません。

主な対応といたしまして、(3)の授業実施については、原則対面、資料23ページの(4)の部活動については、感染リスクを低減させた上で、活動を平日のみとしております。

中学校については、中学校長会と中学校体育連盟が連携をして、平日の練習を当面1月31日まで自粛することとしました。

(5)の学校行事についてですが、修学旅行等、校外における活動は、行き先の感染状況等を踏まえ、慎重に実施の可否を検討することとしております。

卒業式については、式の時間を短縮することと、来賓の出席を求めないことを通知しました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第7の報告第2号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　まず、事務局の方には、連日情報収集していただき、また情報を提供していただきましてお礼を申し上げます。

地域の方と話す中で、情報公開・提供方法について3点要望がありますのでお伝えします。

1点目が、呉市のホームページ上で、毎日感染状況等について更新されておりますが、パソコンや携帯をあまり見ない人もおられますので、ほかの手段で地域の方に情報を提供できる方法がないか検討していただきたいです。

2点目は、感染する割合が、家庭内感染よりも学校感染の方が増えてきているのではないかと思います。その場合、学級閉鎖についてもっと積極的に実施してもよいのではないかと考えますが、どうお考えか教えてください。

3点目は、臨時休業中に違う学校区の公園で遊んでいる子供がおられました。臨時休業中の生活の在り方等について、学校から保護者や地域にもっと発信をしてもらいたいと思います。

畠藤課長 　情報公開についてですが、呉市のホームページ上で呉市全体の陽性者数を、教育委員会のホームページ上で学校における陽性者数を公開しております。

一昨日公開された情報では、市全体の感染者数111名のうち、児童生徒の感染者数が12名で、全体の約11%となっております。

校内での感染拡大についてですが、令和4年1月1日から本日までの児童生徒129名の感染者のうち、クラスターのあった学校が広小、吉浦小、長迫小で、合計29名でした。このことから、全体の約22%が学校内感染で、残りの約78%が家庭内感染であると考えられます。

違う学校区で遊んでいたという件ですが、臨時休業する際に、不要不急の外出について、これまで以上に徹底して保護者にお知らせしたいと思います。

坂田部長 　補足させていただきます。

先ほど、佐々木委員から臨時休業を増やすなどの対応をしないのかということがありました。オミクロン株に変化して広まっているところもありますので、臨時休業のことなどについて見直しを考えているところですので、よろしく願いいたします。

佐々木委員 　学校感染が約2割、家庭内感染が約7割とのことですが、そういった情報を1か月単位でまとめて発信していただければ、地域の方も安心だと思います。

教 育 長 　情報発信について、委員のおっしゃることはもっともであると思います。しかし、私どもとしてもできることに限界がございます。発信の仕方とホームページへの掲載というのが一番早く、多くの方に見ていただける最良の方法だと考えております。より良い方法についてこれからも考えていかなければならないのは

承知しておりますが、ホームページ掲載以上に良い案がないのが現状でございます。委員の皆さまにも情報を発信していただけますようお願い申し上げます。

学級閉鎖をもっと積極的に考えてはどうかということでしたが、この時期に学びを止めるのは弊害が大きいと考えております。受験生もおりますし、共働き世帯では子供を見られないということもあります。基本的にはできるだけ学びを止めないというのが広島県や呉市の方針ですので、御理解いただきたいと思っております。

臨時休業中の生活の在り方については、家庭での教育についても更に呼び掛けていきたいと思っております。

地域からありました疑問については、できるだけお答えしながら進めていきたいと思っております。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:46)

教議第8号 教育振興基本計画(案)について

教 育 長 次に、日程第8の教議第8号「教育振興基本計画(案)について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第8号「教育振興基本計画(案)について」を御説明いたします。

大きく2点、A4縦の呉市教育振興基本計画(案)とA4横の文教企業委員会行政報告資料について御審議いただきます。

文教企業委員会行政報告資料を中心に、説明させていただきます。

昨年10月定例教育委員会会議で御承認いただきました計画案を基に、11月に呉市議会文教企業委員会にて行政報告を行い、12月20日から本年1月18日まで市民の意見募集を行いました。

これらの意見や、事務局内における検討及び学識経験者からの意見を踏まえ、計画案に加筆・修正を行い、修正案を作成しました。

まず、1のパブリックコメント(市民意見募集)による意見についてでございますが、先ほど御説明したとおり、昨年12月20日から30日間、呉市のホームページや市役所1階などで市民の意見を募集しましたところ、2名の方から5件の御意見を頂きました。

表の左側が、頂いた意見の要旨で、それに対する市の考え方を表の右側に記しております。

まず、意見(1)は、「漢検・英検を、中学生が受験する際に、同じ地区の小学生が同時に受けられるようにしてはどうか。」というものです。

市の考え方として、各中学校区で、児童生徒や学校、地域の実態に応じて、特色を生かした教育活動を行っており、今後も、各中学校区で、児童生徒や地域の声を大切にしながら、教育内容を精選して取り組んでいく旨記載しております。

次に、意見(2)は、「呉市にも、インクルーシブ教育を導入してほしい。」とい

うものです。なお、インクルーシブ教育とは、障害のある子供たちを通常学級に在籍させ、障害のない子供たちと同様に教育・指導するものです。

市の考え方として、文部科学省はインクルーシブ教育において、多様で柔軟な仕組みと、連続性のある多様な学びの場が重要であるとしており、呉市では、特別支援学級や通常学級で特別な支援が必要な児童生徒のために、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、適切な指導や支援を行えるよう特別支援学級指導員や学校教育指導補助員を配置しております。

さらに、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶための環境整備として、呉市のスタンダードの徹底を進めている旨記載しております。

次に、意見(3)は、「部活動支援員について、スポーツの種目を限定せず、総合的な体づくり指導員を配置してはどうか。」というものです。

市の考え方として、部活動指導員を令和3年度から試験的に配置し、さらに、外部からコーチを招へいし、指導しております。今後は、部活動指導員を配置したことによる効果について検証した上で、増員等を検討していく旨記載しております。

次に、意見(4)は、「制服をジェンダーレス化してほしい。」というものです。

市の考え方として、中学校25校における女子生徒のスラックス導入状況を示し、今後も、生徒や保護者の意見を参考にしながら取り組んでいく旨記載しております。

最後に、意見(5)は、「通学路への街灯設置を見直してほしい。」というものです。

呉市通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の危険箇所を把握し、関係機関と連携しながら、危険箇所の改善を継続して行っています。

通学路への街灯の設置については、関係機関と連携していく旨記載しております。

なお、これらの意見による、教育振興基本計画（案）の修正はありません。

このパブリックコメントの結果につきましては、呉市議会へ報告した後、令和4年度からの本計画と併せて公表いたします。

続いて、2の文教企業委員会からの意見でございます。

パブリックコメント以外の意見として、昨年11月24日開催の呉市議会文教企業委員会で頂いた意見を踏まえ、目標値を修正しました。

計画案23ページの、防災教育に係る「自分が住む地域に起こりやすい災害について理解している児童・生徒の割合」の目標値を小中共に90%から100%に修正しました。

続いて、3のその他の主な変更点として、事務局内における検討や、学識経験者からの意見を踏まえ、3点修正を行いました。

まず、計画案12ページの、施策1 幼児教育の推進の主な取組の1番目に、下線部分を追加しています。

遊びを通じて、諸感覚を使った体験を豊かに持つことが重要との意見があり、「体験を重視した教育の推進」を追加しております。

次に、計画案16ページの、施策5 英語教育の推進の上段の説明文に、多様性の受け入れが重要との意見があり、下線部分を加筆しました。

最後に、計画案23ページの環境整備に係る「小・中学校トイレの洋式化率」の目

標値を庁内会議での意見に基づき精査し、60.0%から66.0%に修正しました。

この呉市教育振興基本計画（案）と文教企業委員会行政報告資料の二つにより、3月に開催予定の呉市議会文教企業委員会に行政報告します。その後、3月定例教育委員会会議におきまして、計画策定を決定いただくというスケジュールを考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第8の教議第8号「教育振興基本計画（案）について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。
以上で定例会を閉会します。

（15：57）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 佐々木 元)

(令和4年1月24日定例会)